

愛知中部水道企業団入札者心得書

昭和50年 4月1日施行
平成 8年 4月1日一部改正
平成15年 4月1日一部改正
平成15年10月1日一部改正
平成20年 4月1日一部改正
平成23年 4月1日一部改正
平成26年10月1日一部改正
平成28年 4月1日一部改正
平成31年 4月1日一部改正
令和 元年 7月1日一部改正
令和 3年 9月1日一部改正
令和 6年 9月1日一部改正
令和 7年10月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この心得は、建設工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、愛知中部水道企業団（以下「企業団」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名の取消し等)

第2条 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

2 入札参加者が前項に該当する者となった場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格を取消し、又は入札に参加させない。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格を取消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 契約により契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったと認められるときから3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 2 前項各号のいずれかに該当する者について、当該事実があったと認められるときから最長で3年間、その者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

第4条 入札参加者の経営、資産、信用状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格を取消し、又は入札に参加させないことがある。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積金額(単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 指名競争入札にあっては指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）、一般競争入札にあっては入札公告において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債及び地方債	額面金額
政府の保証のある債権	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8に相当する金額
企業長が確実と認める社債	
銀行に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札参加者は、企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第8条 入札保証金は、企業団の発行する納付書により納付しなければならない。

- 2 企業出納員は、入札保証金の納付があったときには、納付証明書を当該納入者に交付する。
- 3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は、企業団から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

- 2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書又は入札公告において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(入札)

第11条 入札参加者は、様式第1号による入札書に必要な事項を記載し、記名押印し、封かん（様式第2号記載）のうえ、あらかじめ指名通知書又は入札公告により示した日時及び場所において、企業団職員の指示により提出しなければならない。ただし、特に指名通知書又は入札公告に記載のある場合は封かんを必要としない。

- 2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。
- 3 郵便による入札は原則認めない。
- 4 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めた入札における入札書の提出は、郵便によって行うことができる。この場合において、様式第2号を中封筒とし、外封筒との二重封筒による書留郵便により、入札日の前日までに提出するものとする。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、様式第3号による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
(入札書の書換等の禁止)

第13条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
(入札の取りやめ等)

第14条 辞退等により入札参加者が1人となったときは、入札の執行を取りやめる。(ただし、入札参加者がその事実を察知できない入札方式の場合は除く。)

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、この場合において入札執行後であっても、入札を無効にすることがある。

3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
(開札)

第15条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち合わないときは、当該入札事務に関係のない企業団職員を立ち合わせて行う。
(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の期限までに所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札(指名通知書又は入札公告に免除の記載がある場合を除く。)
- (3) 所定の期限までに所定の場所に持参しない入札。ただし、第11条第4項の規定に基づき郵便による入札を行う場合は、入札日の前日までに到達しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があつた入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札(指名通知書又は入札公告に不要の記載がある場合を除く。)
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 工事費等内訳書の作成を求めている入札において、工事費等内訳書の提示若しくは提出がないと認められた者のした入札又は工事費等内訳書に記載すべき事項に誤りがある入札
- (12) 工事費等内訳書の工事(委託)価格と入札金額が一致しない入札
- (13) 指名通知書又は入札公告に定める入札方法によらない入札
- (14) 申込書、申請書及び調書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (15) その他契約担当者が、あらかじめ指示した事項に違反した入札

2 落札決定前に、入札金額の錯誤その他やむを得ないと認められる理由により契約の履行ができない旨の申出をした者のした入札を無効とすることがある。

3 同一日に開札する同一業種の入札について、開札により落札候補者となった者のその他の入札は無効とする。ただし、有効な入札が他にない場合はこの限りでない。
(落札者)

第17条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正

な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

- 3 第1項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第18条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに又は日時を定めて、再度の入札を行うことができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第16条第1号から第7号までに該当する入札
- (2) 前条第2項の規定により落札者とされなかった入札
- (3) 前条第3項の規定による最低制限価格を下回った入札

(再度入札の入札保証金)

第19条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第20条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない企業団職員がくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

第21条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がいないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書の作成)

第22条 契約書を作成する場合において、落札者は、企業団から交付された契約書に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日(以下「休日」という。)を含む。)に、企業団に提出しなければならない。ただし、企業団において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

- 2 落札者が企業団の承諾を得ないで前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

(契約書の作成の省略)

第23条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書又は入札公告において指示する。

- 2 前項の場合においては、落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内(休日を含む。)に、請書又はこれに準ずる書類を企業団に提出しなければならない。ただし、企業団において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

(契約の確定)

第24条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

- 2 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知中部水道企業団指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、企業団は一切の損害賠償の責を負わない。

(入札保証金等の返還)

第 25 条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。

2 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を企業出納員に提供するものとする。

3 第 1 項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(入札保証金に対する利息)

第 26 条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第 27 条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、企業団に帰属する。

(電子入札)

第 28 条 愛知県電子入札システムを利用した入札を行う場合の取扱いは、愛知中部水道企業団電子入札実施要領の規定を優先するものとする。

入 札 書

年 月 日

愛知中部水道企業団

企業長

殿

入札者 住 所

氏 名

〔 名 称 及 び
代 表 者 氏 名 〕

印

愛知中部水道企業団入札者心得書承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

1 案件名

2 工事又は納入場所

(注) 1 金額の数字は、アラビア数字を用い、頭に「金」を記入のこと。

2 見積にあつては、様式中「入札」を「見積」にそれぞれ訂正すること。

様式第2号

(表)

愛知中部水道企業団	
企業長	殿
	案件名
	工事又は納入場所
入 札 書 在 中	

(裏)

印	入札者	住 所		印
		氏 名		
		(名称及び)		
		(代表者氏名)		

- (注) 1 封筒の大きさは、日本産業規格長形3号の大きさとする。
2 見積にあつては、様式中「入札」を「見積」にそれぞれ訂正すること。
3 工事費等内訳書の提出を要する場合は、同封すること。

入札辞退届

年 月 日

愛知中部水道企業団
企業長

殿

入札者 住 所
氏 名
〔 名称及び
代表者氏 〕

下記について、入札を辞退します。

記

- 1 案件名
- 2 工事又は納入場所
- 3 辞退理由

(注) 見積にあつては、様式中「入札」を「見積」にそれぞれ訂正すること。